

第 2 9 0 回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

- 1 . 開催年月日 令和 4 年 8 月 2 4 日 (水) 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 1 5
- 2 . 通知年月日 令和 4 年 8 月 1 7 日 (水)
- 3 . 公示年月日 令和 4 年 8 月 1 7 日 (水)
- 4 . 開催場所 長崎市尾上町 3 - 1
長崎県庁 1 階 大会議室 A
- 5 . 出席者 (委員) 吉谷会長、吉本委員、本西委員、野田委員、村田委員、
岡部委員、松尾委員、小林委員、中澤委員、浅川委員、
岡村委員、山外委員、五島委員、松下委員
(事務局) 古原事務局長、市山課長補佐、
渡辺係長、山下係長、吉川書記
(長崎県) 漁業振興課 松本企画監
資源管理班 石田主任技師
漁業調整班 笹山課長補佐、藤田主任主事
西村主任技師、円口技師
漁港漁場課 漁場・環境計画班 山道係長

6 . 議 題

- 第 1 号議案 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成(栽培漁業)に関する基本計画」の策定について(諮問)
- 第 2 号議案 長崎県南部海区漁業調整委員会指示「動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限」の発動について
- 第 3 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
- 第 4 号議案 長崎県漁業調整規則の一部改正について(諮問)
- 第 5 号議案 県営魚礁の設置に係る漁業調整上の支障の有無について
- 第 6 号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
- その他

7 . 議 事

(開 会)

- | | |
|-----|---|
| 事務局 | 定刻となりましたので、ただ今より第 2 9 0 回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。
まず、初めに吉谷会長よりご挨拶をお願いいたします。 |
| 会 長 | (会長挨拶)

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。 |
| 事務局 | 本日は、菊地委員が欠席されております。定員 1 5 名中、 1 4 名 |

の委員の出席となっております。

出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第145条第1項の規定により本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は第1号議案の説明のため、漁業振興課資源管理班、石田主任技師、第2～4号議案の説明のため、同課漁業調整班、笹山課長補佐、藤田主任主事、西村主任技師、円口技師、第5号議案の説明のため、漁港漁場課、山道係長が出席しておりますのでご紹介します。

会 長

これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。

本日の議事録署名人は、「岡部委員」と「村田委員」にお願いいたします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

○ 第1号議案

「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成（栽培漁業）に関する基本計画」の策定について（諮問）

○ 第2号議案

長崎県南部海区漁業調整委員会指示「動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限」の発動について

○ 第3号議案

新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）

第4号議案

長崎県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

第5号議案

県営魚礁の設置に係る漁業調整上の支障の有無について

第6号議案

長崎県資源管理方針の変更について（諮問）

その他

となっております。

それでは、

第1号議案

「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成（栽培漁業）に関する基本計画」の策定について（諮問）

を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、お手元の資料の4ページをご覧ください。県から第1号議案の諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。

（諮問文朗読）

また、資料 5 ページに関連する資料を添付しております。
県担当者からご説明いたします。

漁業振興課

- ・第 8 次長崎県栽培漁業基本計画（案）の概要について、「第 1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針」から「第 6 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項」について項目毎に内容説明。
- ・「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成（栽培漁業）に関する基本計画」の新旧対照表により、変更箇所を説明。

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

小林委員

新旧対照表の 10 ページの広域回遊種でヒラメが外され、また、14 ページのホシガレイが第 8 次から削除されているが理由は。

漁業振興課

県として、ヒラメは小さいとき 2、3 才位までは余り動かないのではないかということが、各栽振協の協力で取り組んできた県単事業で分かってきました。2、3 才までは沿岸性種と考えられ、漁獲量はそのサイズであり、それより大きくなると県境を越え広域回遊となり位置付けが難しいことから敢えて外したものです。

また、ホシガレイを廃止したのは、県は 10 年以上、放流に取り組んできましたが、漁獲量は減少傾向であります。一方で、放流魚の回収率は高いものの放流魚が親となって再生産につながっておらず効果として見えてきていません。このまま放流を継続しても資源は増えないのではないか。また、ホシガレイは冷水塊の魚種で近年の環境変化が資源に影響を与えている可能性が考えられることを踏まえ、今回廃止とするものです。

小林委員

ホシガレイは手を上げるということか。

漁業振興課

県として取り組まない。一方で、ホシガレイを廃止することで他の魚種に注力していくことができ、重点化ということです。

会 長

他にご意見はありませんか。

松尾委員

種苗放流の第 4 のところに、放流の適正化とあるが、ナマコはまだ確立していない。まず、今の現状で放流時期も悪いし、今まで 10 万個放流していてもほとんど 1 割位しか残らない状態。今やっと試験場の平野さんが来て、いろいろ放流方法だったり、どうしたら効果的な放流になるかを調べている最中。如何にそれを確立していい状態で放流実効があるようにできるよう、早く見つけて頂きたい。

別に、普及センターも筏に吊るして 10 月までに大きくなるか検討中。ここ 2、3 年、ナマコの不漁が続いており、漁民さんの興味

があって一生懸命協力しているが、なかなか実態が見えてこない。何とかいろいろな会社の意見を聴いていい方法が見つかればなと思って、もう少し急いでいただければなどの想いで述べました。

漁業振興課

今、水産試験場でDNA標識の手法を用いてナマコの放流効果を取り組んでいるが、まだ研究途中でなかなか皆様にお示しできるところまで至っていない状況です。

そういった中で、効率的な放流手法の確立を急いで欲しいというご意見をいただきました。我々も話し合いながら詰めてきているところですので、引き続き、最適な放流方法を早めに確立するよう努めてまいります。

会長

他にご意見はありませんか。

松下委員

15ページや29ページに種苗放流数の目標が書かれているが、何故、数値を設定したのか、別のところで説明がされるのかどうか。

漁業振興課

計画を作成するにあたって、県の諮問機関である会議を通じ関係する地域栽培協議会で皆様と意見交換し説明させていただいた。

第7次の種苗放流数目標の設定には、15ページにある混入率10%以上が見込まれる放流数量を目標としました。一方で第8次はすべての魚種で第7次より下回っている状況で、何故、このように設定したのかということ、現状として受益者が負担できる上限、公的な機関の予算の上限もあり、第7次は高めの目標となっています。

現状の放流数についても魚種の放流効果は大小ありますが、一定の放流効果が分かってきましたので、種苗生産ができる制約、放流の予算の制約もある中で、それを踏まえ、現状の規模を維持することで一定の効果を上げられるだろうと考えました。現状、令和2年度の実績だったり、今後見込まれる放流数であったり、魚種によって違いますのですが、それを現状の規模としてここに種苗放流数量として位置付けています。

松下委員

予算であったり、技術的な問題だったり、重々承知している。

どうしてこの数値が設定されたのだろうか、現状はどうなっているのか、どこかに説明できるものがないと、いきなりこの数値は厳しいので、そういった準備が必要ではないかと思いました。以上。

会長

他にご意見はありませんか。

全委員

(意見なし)

会長

他にご意見等もないようですので、議案ごとに議決をとることとします。

第1号議案「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成(栽培漁業)に関する基本計画」の策定について(諮問)」につ

いては、諮問原案どおり策定して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

会長 ご異議もないようですので、第1号議案「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成(栽培漁業)に関する基本計画」の策定について(諮問)」については、諮問原案どおり策定して差し支えない旨、答申することに決定しました。

会長 続きまして、第2号議案「長崎県南部海区漁業調整委員会指示「動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限」の発動について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 令和4年5月20日付けで長崎県水産部長から長崎県南部海区漁業調整委員会会長あて、海区漁業調整委員会指示「動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限」の発動要請があり、6月1日に開催した漁業調整委員会において皆様にお諮りした結果、6月2日付けで長崎県海面利用協議会あて意見を聞いておりました。そして、8月9日付けで海面利用協議会から意見が提出されましたので、朗読させていただきます。

(長崎県海面利用協議会から提出された意見を朗読)

会長 ただいま説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

五島委員 この案件は県から要請されて県南海区としては委員会指示を発動するのは支障ないが、海面利用協議会の意見を聞く必要があるから、その意見をもってまた検討しますということで、内容については前回と確か同じということか。

漁業振興課 そのとおりでございます。

漁業振興課 海面利用協議会に指示を発動していいか諮問した結果、異議はない旨の回答がありましたので、今回、6月1日にご提出しました案のとおりでお諮りしているものです。

事務局 海面利用協議会に指示の発動について諮ったのは、委員会指示は遊漁者も対象となることからです。異議はないと回答いただき、39、40ページのとおり11月4日から11月3日までを5ヶ年間の指示を発動することで、ご決定をいただければと思っています。

会長 ということで、前回は図っており意見等はありませんか。

全委員	(意見等なし)
会長	他にご意見等もないようですので、第2号議案「長崎県南部海区漁業調整委員会指示「動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限」の発動について」は、原案どおり委員会指示を発動することにご異議ございませんか。
全委員	(異議なし)
会長	ご異議もないようですので、第2号議案「長崎県南部海区漁業調整委員会指示「動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限」の発動について」は、原案どおり委員会指示を発動することに決定しました。
会長	続きまして、第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	第3号議案について、お手元の資料の42ページをご覧ください。県から諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。 (諮問文朗読) また、お手元の資料43ページから関連する資料を添付しておりますので、県担当者(漁業調整班)から説明いたします。
漁業振興課	(・新規許可申請を受け付ける漁業(案)により説明。 ・あわび漁業ほか5漁業について諮問。)
会長	ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。ご意見等はありませんか。
岡部委員	43ページ、アワビ漁業とナマコ漁業で、アワビ漁業は漁業時期が12月21日から10月31日、有効期限は許可日から令和7年12月20日まで。ちょうど漁業時期の前日。ナマコ漁業は11月1日から3月31日で許可有効期限が11月30日で、許可有効期限が1箇月重複する。 次のページの網場地区については許可日と合わたいというので11月1日にずらしたと説明がありましたが、アワビ漁業の許可前日までというのが一般的だが、ナマコ漁業が11月1日なのに有効期限が11月30日なのは何か意味はありますか。
漁業振興課	許可の有効期限ですが、令和2年の漁業法改正があり、その施行にあわせた経緯があります。特別な意味はありません。
岡部委員	許可の在り方を見て、一般論と言ったら期限は12月21日か

らなので、前日の12月の20日まで、初年度は仕方ないが、新規に次の延長期間とするとき、一般論的には前日までかなと感じたので、他の許可と比較して今後検討して下さい。

会 長 他にご意見等ございませんか。

全委員 (意見等なし)

会 長 他にご意見等もないようですので、第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」については、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申してよろしいでしょうか。

全委員 (異議なし)

会 長 ご異議もないようですので、第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」については、諮問原案どおり公示することに差し支えない旨、答申することに決定しました。

会 長 続きまして、第4号議案「長崎県漁業調整規則の一部改正について(諮問)」を上程します。
事務局の説明を求めます。

第4号議案について、お手元の資料の48ページをご覧ください。県から諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。

事務局 (諮問文朗読)

また、お手元の資料49ページから関連する資料を添付しておりますので、県担当者(漁業調整班)から説明いたします。

漁業振興課

- ・長崎県漁業調整規則の一部改正の概要、新旧対照表、周知チラシ案により説明。
- ・改正の内容は、「やす」の定義に「発射装置を有するもの」が含まれないことを明記。

会 長 ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。ご意見等ございませんか。

岡部委員 周知チラシ案の中で、上段にもり(発射装置付きやすを含む)、ということは「もり」ということと発射装置付きやすは別物と思うが、具体的にもう少し具体的に教えて下さい。

漁業振興課 発射装置付きやすは、投射して突き刺す場合を言うもので、投射する行為となると上段に書いてあるとおり、本県で禁止するもので「もり」に該当します。

岡部委員	<p>今までが使用していい漁具で「やす、は具」で、やすはどれまでをやすというのか。発射装置があるもの。絵でいったら三本あればやす、一本がもりというようであれば分かりやすい。もっと具体的に「やす」とは何ぞや、「もり」とは何ぞや。分かりますか。</p>
漁業振興課	<p>それについては、大日本漁具図に刺突漁具の説明がありますが、あくまで「やす」というのは手に持って把持、刺突する漁具、一方「もり」は投射して突き刺すものとなっております。従って、「やす」は手に持って突くものという定義となっている。</p>
岡部委員	<p>もり、やすと書いて、「発射装置付き」と「なし」のやすが二種類ありますとなったとき、殆どの遊漁者が普段使っているのが三段繋ぎぐらいの長い柄で魚に突き刺さった刃先だけが紐でつながっているのが殆ど。ちょっといえばこれは「もり」である。ここで「発射装置付き」となったとき、「もり」と「やす」の違いが分からなくなる。</p> <p>漁協、組合員は遊漁者と付き合うので、組合員に正確な情報を提供して、トラブルのないよう、しっかりとした知識のもとに接していかなければならない。県としてこのように取り組んでいただくことはありがたい。制限するとき、現場を見れないので、海に入るときに注意ができない。上がってくるときに魚を持っていなければ分からないが、「もり」を持っている人に注意ができる。道具を持って入ることがだめですよというような制限をかけていただければトラブルが少ないのでは。</p> <p>また、13日の長崎新聞で遊漁者が協議会を作る動きがあるとのことで、県もその団体と協議するのか検討中とのことだが、できれば教えて欲しい。</p>
漁業振興課	<p>これまで県では「やす」の定義の問い合わせについて具体的に説明してきましたが、新聞報道にあるとおり、その点が分かりずらかったのか、長崎ではゴムで発射することを認めていたんだと拡大解釈する方もいるのが分かりました。今までは分かりずらいので分かりやすい表現に、漁具そのもので誰でも分かるような表現に今回改めています。</p> <p>それと周知の仕方ですが、委員からしっかりとっていただいたとおり、釣り具、漁具店にもチラシを含めしっかりと周知したいと思えますし、新聞説明にあった遊漁者団体もありますので、その方々にも直接我々の規制の内容に理解をいただけるよう働きかける考えもあります。</p> <p>そういった多くの問い合わせがメール上でも来ており、そういった方々にも丁寧に説明を続けていきます。</p> <p>また、新聞にあった団体との協議については、彼らは他県の事例を示して漁業者とも磯焼けで共存共栄したいと思っているので、今後何をしようとするのかをしっかりと聞いたうえでその中身によって、対応を検討していきたいのでご理解願います。</p>

岡部委員 今回のもりについては、私は浜で一度もりをもっている大学生と接した。やはり危険だが、穏やかに接して注意した。漁業者と遊漁者のトラブルは近年増えている。こういう取り組みをしていただくのは、漁業界としては助かる。いままでのこともあるので丁寧にしっかり説明し、漁業現場が混乱しないよう取り組んでいただければと思います。よろしくお願いします。

松下委員 大変な問題に対処され、敬意を表します。こういった漁具の分類ができたのは、水産業が興成だった1960年代から70年代で、そのころ「もり」はクジラやイルカを突くのが「もり」で、それより小さい磯魚を突くのが「やす」、丁度このころゴムの素材が普通の人でも使えるようになり、「やす」にゴムをつけることができるようになった。分類としては、「もり」と「やす」と「やすに発射装置付きの所謂「もり」」の分け方になってしまうので、そこらへんでうまく説明していただければ良いなと思いました。

会 長 その辺については、水産部で十分検討し対応して欲しい。

会 長 他にご意見等ございませんか。

全委員 (異議なし)

会 長 他にご異議等もないようですので、第4号議案「長崎県漁業調整規則の一部改正について(諮問)」については、諮問原案どおり改正して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

会 長 ご異議もないようですので、第4号議案「長崎県漁業調整規則の一部改正について(諮問)」については、諮問原案どおり改正して差し支えない旨、答申することに決定しました。

会 長 続きまして、第5号議案「県営魚礁の設置に係る漁業調整上の支障の有無について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 第5号議案について、お手元の資料の54ページをご覧ください。県から依頼文が参っておりますので、朗読させていただきます。

(依頼文朗読)

また、お手元の資料55ページから関連する資料を添付しておりますので、県担当者(漁港漁場課)から説明いたします。

漁港漁場 [・ 令和4年度長崎南地区大型魚施用設置計画の概要、同整備予]

課	<p>定箇所について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度から特定漁港魚場整備事業計画に基づき実施し、これまで850箇所整備した中で効果が出ているものから県内8地区を実施。
会長	ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。
全委員	(審議)
会長	他にご意見等ございませんか。
全委員	(異議なし)
会長	他にご異議等もないようですので、第5号議案「県営魚礁の設置に係る漁業調整上の支障の有無について」については、漁業調整上の支障は無い旨、回答してよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
会長	ご異議もないようですので、第5号議案「県営魚礁の設置に係る漁業調整上の支障の有無について」については、漁業調整上の支障は無い旨、回答することに決定しました。
会長	続きまして、第6号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	第6号議案について、お手元の資料の58ページをご覧ください。 県から諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。
	(諮問文朗読)
	また、お手元の資料59ページから関連する資料を添付しておりますので、県担当者(資源管理班)から説明いたします。
漁業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県資源管理方針の変更内容については、別紙2において13魚種を新規に追加。 ・追加魚種一覧、新旧対照表、長崎県資源管理方針(案)により変更箇所を説明。
会長	ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。
岡部委員	資源水準が低位を中位以上の目標にするには何か手立てをうつのか。
漁業振興	手法として、第3の項目になりませんが漁獲可能量による管理以外

課	<p>の手法による資源管理で、まずは法的規制、加えて資源管理協定の締結促進を進めてまいります。</p> <p>さらに資源管理協定に基づいて報告される情報を資源評価に生かせるよう努めることで、資源管理の目標を目指していきます。</p>
岡部委員	<p>目標を上げるということ。漁船隻数2万隻にするとか、現場が混乱することがない手法の部分が明記されてきた。但しTAC魚種を増やしている中で、上位4魚種についてはMSYを下回る評価をされていると、これは漁獲数量をかなり抑えた漁獲可能量と数値化されてくる。</p> <p>今、漁業界はですね、TACという言葉が漁業規制、漁獲制限の聞こえ方をしている。クロマグロの取組の中でも。</p> <p>今の説明の中でも、やはり現状として先日出したマイワシの専獲回避をして下さいと言う水産部長からの指導文書、協力文書という位置付けかもしれないが、受け取る側は指導文書という捉え方をすると思う。獲らないでと言われたと捉える。ですので、今、数量制限を受ける部分は一番不安を持っている。一番やりやすいのが漁獲制限だが、将来にとって漁獲制限が本当に効果あるよねと進むといいのですが、いきなり「これまでです」と、言われたら漁業への就業意欲も懸念される。</p> <p>そこで漁獲制限を出すのでなく、資源をどうやって増やすのか。漁獲制限に偏ると漁業経営はやっていけない声とのがある。しっかり取り組んで、出来ればマイワシの前に触れて欲しかった感想です。</p>
漁業振興課	<p>マイワシは長崎県の場合、数量の明示県ではありません。現状水準で何トンで獲っていい県となっています。そのような中で7月まで、マイワシは早い段階で積み上がり、TACの中で目安数量をすでに7月後半時点で超えている状況が発生しました。この状況を踏まえ、漁業法上の制度上、採捕停止云々というところで措置されることはないが、全国で見た場合には数量明示県では県の積み上がりをもってTACの枠を消化していくのはよろしくない状況もあり、国からの指導を踏まえ、県として8月18日付けで県内の全小型、中型まき網の許可受有者、関係漁協に向けて水産部長名で漁場の移動等による混獲の回避、専獲の回避をお願いという形で発出させていただきました。指導文書は以上の経緯があります。</p>
岡部委員	<p>6,400トンの現状水準の数字の中で、今7,500トン、7月まで積みあがっている。もうひとつ1-12月までの中で8月18日時点、8月の残り10日を残した時点で控えて下さい。1年の2/3にしか経過していない。残り1/3年で、現状維持の待遇ですので、増枠申請も通らない中で、あと4ヶ月を残したことで文書を出さなければならなかったということですか。</p> <p>今後、他の魚種についてもTAC魚種が増えていくため、国の指導で県は取り組まなければいけなかったということで、漁業現場にそういう指導をしなければならない。まぐろはそれ以上の現象がお</p>

きていますが。そのままがいいとは漁業現場では思えないので、いろいろと検討しなければならないと思っている。

全委員 (審議)

会長 他にご意見等ございませんか。

全委員 (異議なし)

会長 他にご異議等もないようですので、第6号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」については、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

会長 ご異議もないようですので、第6号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」については、諮問原案どおり改正して差し支えない旨、答申することに決定しました。

会長 続きまして、その他の件とします。
委員の方からありませんか。

吉本委員 要望です、議事録に残していただくものでない。
第一号議案で放流計画の議案があり、基本計画、目標数量があったが、漁協者が減ったり漁獲が減ったりして各地域の栽培協は非常に負担が重くなっている。それを踏まえ、達成が可能なのか。目標が良いが。行政の協力なしでこの数量確保は厳しい。
その中でガザミ C1 の200万尾の放流は、佐賀県で盛んだが効果が分からない。後日で良いのでご教授願いたい。
栽培センターの話でも種苗の出来の良し悪しがあり、不安定、老朽化もあり施設の縮小があるのか、後日ご教授お願いしたい。
緊密に連携が必要なので、各地の状況について説明いただきたい。

漁業振興課 ご質問のあったガザミの C1・C3、栽培センターについては、後日整理して回答したい。
また、放流数量について県の支援は財政状況が厳しいところです。そういった中で皆さんと知恵を出しながらやっていこうと思っております。
栽培基本計画については担当者が皆様と意見交換してきたことをご理解願います。
今後も栽培漁業、資源管理については、皆様とスクラム組んで知恵を出しながら取り組んでいきたい。

会長 ほかにありませんか。

松尾委員 できれば、県は珪藻濃度を検査項目に入れていただければなと思
いまして意見を述べました。お願いします。

事務局 追って、珪藻濃度について、水産試験場の方に聞いてみたいと思
いますし、磯焼けが進み餌料が少なくなっていると思いますが、磯
焼け対策もしっかりやっております。

松尾委員 珪藻濃度は磯焼けと違う。波板を2週間、海に吊るしておく
と珪藻が湧くんですね。その濃度をどこが多いのか少ないのか、今
のデータでは表してくれないので分からない。
産卵礁に適した場所に巣を作ったりするにデータがあると、そこ
に魚礁を作り稚魚が生まれやすいので検査項目に調べて欲しい。

漁業振興 普及センター、試験場と相談し、どこまでできるかを含め、ご意
見は受けたまりました。

会 長 事務局から何かありませんか。

事務局 次回、9月開催予定、「全漁調連会報」の配布を報告した。

会 長 それでは、これをもちまして、第290回長崎県南部海区漁業調
整委員会を閉会いたします。

< 閉 会 : 1 5 : 5 5 >